

日本気象学会昭和45年度総会提出議題

1. 学会賞受賞者選定規定の一部改正に関する件

提案理由

学会賞候補者推薦委員会は原則として前5カ年間の気象集誌に発表された論文を審査するよう規定されている。

「原則として」という辞句が「前5カ年間」のみにかかるのか、「前5カ年間の気象集誌」にかかるのか必ずしも明確ではない。そこで、今回の改正では(1)原則としてというのは、前5カ年間にかかるものとし、(2)現在、気象学に関する研究は、気象集誌のみならず他の学術雑誌にも掲載されていることを考慮し、広くこれらの学術雑誌に掲載された論文を選定の対象とすることにしたので下記のとおり改正したい。

記

学会賞受賞者選定規定中(3)を次のように改める。

「委員会は原則として前5カ年間の気象集誌」の次に「その他の学術雑誌」を加える。

参 照

(3) 委員会は、原則として、前5カ年間の気象集誌に発表された論文を審査して、その中から気象学に関し貴重な研究をなした者を原則として1件を選び、その選定理由書をつけて2月末までに理事長に報告する。

2. 日本気象学会奨励金に関する件

提出理由

日本気象学会には、優秀な成果に対して与えられる学会賞、藤原賞は設置されているが、今回新たに奨励金制度をもうけ、十分な研究費、研究環境に恵まれない会員

の研究を奨励する。

奨励金は年額10万円とし、年間2名を原則とする。

研究費を受け、研究を本務とする会員は、一応対象から除外する。

「天気」で公募する。

選考委員は5人とし、理事長指名による。

任期は1年とする。

奨励金は秋季大会において贈呈する。

受領者は簡単な報告書を提出する以外の義務を負わない。

以上の主旨に基づき、次の規定を設ける。

奨励金受領者選定規定(案)

1. 日本気象学会奨励金を受ける者を選定するため、奨励金受領候補者選考委員会(以下委員会と称する)を設ける。
2. 委員会は5名の選考委員をもって組織し、委員は毎年6月に理事長が会員の中よりこれを委嘱する。
3. 委員会は応募された申請のうちから2件をえらび、8月末までに選定理由書をつけて理事長に報告する。
4. 理事長は常任理事会にかけ、全理事に対し無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の3/4以上でなければならない。有効投票のうち2/3以上可とする得点があるものを受領者と決定する。
5. 奨励金は原則として秋季大会においてこれを贈呈する。